

北部大阪都市計画地区計画の決定（高槻市決定）

都市計画川添一丁目東地区地区計画を次のように決定する

1. 地区計画の方針

名称		川添一丁目東地区地区計画
位置		高槻市川添一丁目地内
面積		約4.6ha
地区計画の目標		<p>高齢化や人口減少の進行に伴う社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が地域活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められている。</p> <p>このため、本地区において、地域共生社会の実現に資する公共・公益施設を整備するに当たり、周辺の良い住宅地の環境を保全するため、建築物の用途の制限、高さの制限等を図る。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	地区計画の目標の達成のため、地域共生社会の実現に向けた複合機能を有する公共・公益施設の整備を図るとともに、周辺の良い住環境にふさわしい土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区周辺の交通を円滑に処理し、歩行者等が安全に通行するため、西側道路を拡幅する。 公園・広場等を計画する際は、地区全体として適切な位置に配置する。
	建築物等の整備の方針	周辺の良い住宅地の環境を保全するため、建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。 また、建築物の意匠については周辺環境と調和した落ち着いたものとする。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		—
	地区の区分	地区の名称	川添一丁目東地区地区計画
		地区の面積	約4.6ha
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（に）項にあつては、第七号・第八号以外のもの 2 建築基準法別表第2（ほ）項にあつては、第四号以外のもの 3 建築基準法別表第2（へ）項にあつては、第六号に掲げる用途のうち店舗、飲食店以外のもの
	建築物等に関する事項 建築物等の高さの最高限度又は最低限度		<p>1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。</p> <p>2 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までにおいて、平均地盤面からの高さ4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲においては4時間以上、10mを超える範囲においては、2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなす。</p>
備考			

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」